



2025年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー化研
代表者名 代表取締役社長 櫻田 武志
(コード：4234 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 管理本部長 永井 勉
(TEL：03-3241-5701)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給及び本制度に関連する議案を2025年6月26日に開催予定の第116期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、このたび、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除きます。）及び監査役（社外監査役を含みます。）を対象とする現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する役員については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、本株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で、各役員の退任時に支給する予定です。なお、当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含み、以下「対象監査役」といいます。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、当社の対象取締役及び対象監査役（以下「対象役員」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

1996年6月27日開催の第87期株主総会において、当社の取締役の金銭報酬限度額は、年額220百万

円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、監査役の金銭報酬限度額は、年額20百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社の取締役の金銭報酬限度額を、年額170万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と変更し、また、本制度を新たに導入し、いずれも当該金銭報酬枠とは別枠で対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、金銭報酬額枠とは別枠で、対象取締役につき年額30百万円以内、監査役につき年額10百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役につき年5万株以内、監査役につき年1万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議により決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上